## 議案第49号

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年9月2日提出

愛西市長 日 永 貴 章

## 提案理由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施 行に伴い、改正する必要があるからである。 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成27年愛西市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「支給認定保護者は、別表第1又は別表第2に定める利用者負担額を負担するもの」を「教育・保育給付認定保護者の利用者負担額は、 次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもに係る小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 法第19条第1項第1号及び第2号に該当する者 零
- (2) 法第19条第1項第3号に該当する者 別表第1に定める額 第4条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「別表 第3」を「別表第2」に改める。

第5条及び第6条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」 に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

利用者負担額表(保育認定(3号給付))

(単位=円)

| 各月初日 | の入園児童の属する世帯の | 3歳未満児利用者負担額(月額) |       |  |
|------|--------------|-----------------|-------|--|
| 階層区分 |              |                 |       |  |
| 階層区分 | 定義           | 保育標準時間          | 保育短時間 |  |
| 第1階層 | 生活保護法による被保護世 | 0               | 0     |  |
|      | 帯(単給世帯を含む。)及 |                 |       |  |
|      | び中国残留邦人等の円滑な |                 |       |  |
|      | 帰国の促進並びに永住帰国 |                 |       |  |
|      | した中国残留邦人等及び特 |                 |       |  |

|      | 定配偶者の      | 自立の支援に関      |         |         |
|------|------------|--------------|---------|---------|
|      | する法律に      | よる支援給付受      |         |         |
|      | 給世帯        |              |         |         |
| 第2階層 | 市町村民税非課税世帯 |              | 0       | 0       |
| 第3階層 | 市町村民税      | 48,600F      | 7,000   | 6,800   |
|      | の課税世帯      | 未満           |         |         |
| 第4階層 | であって、      | 97,000       | 14,400  | 14,100  |
|      | その所得割      | 未満           |         |         |
| 第5階層 | の額の区分      | 169,00       | 20,300  | 19,900  |
|      | が次の区分      | 円未満          |         |         |
| 第6階層 | に該当する      | 301,000      | 30,400  | 29,800  |
|      | 世帯         | 円未満          |         |         |
| 第7階層 |            | 3 9 7, 0 0 0 | 36, 200 | 35, 500 |
|      |            | 円未満          |         |         |
| 第8階層 |            | 3 9 7, 0 0 0 | 37,700  | 37,000  |
|      |            | 円以上          |         |         |

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例第3条、第4条、別表第1及び別表第2の規定は、令和元年10月以後の月分の利用者負担額から適用し、同年9月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。